

## 22 直接国税犯則事件（査察事件）

### 22-1 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

税 目	起 訴 事 件								有 罪 に 係 る 人 員 及 び 金 額		
	前 年 からの 繰 越 未 決 件 数	本 年 度 起 訴 件 数	起 訴 件 数				公 訴 権 消 滅 件 数	未 決 件 数	懲 役 刑 を 科 せ ら れ た も の の 人 員	罰 金	
			の 計	有 罪 件 数	無 罪 件 数	未 決 件 数				人 員	金 額
申告所得税	10	x	x	11	—	x	x	10	人(社)	10	千円 375,000
法人税	16	21	37	28	—	—	9	22	内 9	25	524,800
その他	x	x	x	—	—	x	x	…	内 3	…	…
計	x	28	x	39	—	x	15	32	内12	25	899,800

調査期間：平成14年1月1日から平成14年12月31日までの間における事績を示した。

(注) 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

### 22-2 犯則者違反行為別件数

(単位 件)

申 告 所 得 税		法 人 税		そ の 他	
該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数
第 2 3 8 条	11	第 1 5 9 条	28	ほ 脱 犯 規 定	—
第 2 4 4 条	外1	第 1 6 4 条	外22	両 罰 規 定	外—
計	外1	計	外22	計	外—

(注) 1 この表は、「22-1 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。

2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほか、両罰規定も適用された件数である。

3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。